

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

#### 法律第七号

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号の四に次のただし書を加える。

ただし、我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約において次に掲げるものと異なる定めがある場合には、その条約の適用を受ける非居住者又は外国法人については、その条約において恒久的施設と定められたもの(国内にあるものに限り)とする。

第二条第一項第八号の四口を次のように改める。

口 非居住者又は外国法人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の業務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

第二条第一項第三十二号中「六十五万円」を「七十五万円」に改め、同項第三十三号中「三十八万円」を「四十八万円」に改め、同項第三十三号の四中「八十五万円」を「九十五万円」に改め、同項第三十四号中「三十八万円」を「四十八万円」に改め、同項第四十一号中「又は出国」を「、又は出国」に改める。

第二十一条第一項第五号中「配当控除」の下に「、分配時調整外国税相当額控除」を加える。

第二十五条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 合併法人(法人税法第十二号に規定する合併法人をいう。以下この項において同じ。)又は分割法人(同条第十二号の二に規定する分割法人をいう。以下この項において同じ。)が被合併法人(同条第十一号に規定する被合併法人をいう。)の株主等又は当該分割法人の株主等に対し合併又は分割型分割により株式(出資を含む。以下この項において同じ。)その他の資産の交付をしなければならず、当該合併又は分割型分割が合併法人又は分割承継法人(同条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この項において同じ。)の株式の交付が省略されたと認められる合併又は分割型分割として政令で定めるものに該当するときは、政令で定めるところによりこれらの株主等が当該合併法人又は分割承継法人の株式の交付を受けたものとみなして、前項の規定を適用する。

第二十八号第三項第一号中「当該金額」を「から十万円を控除した残額(当該残額)に、六十五万円を「五十五万円」に改め、同項第二号中「七十二万円」を「六十二万円」に改め、同項第三号中「百二十六万円」を「百十六万円」に改め、同項第四号中「千万円」を「八百五十万円」に、「百八十六万円」を「百七十六万円」に改め、同項第五号中「千万円」を「八百五十万円」に、「二百二十万円」を「百九十五万円」に改める。

4 第三十五号第四項を次のように改める。

第二項に規定する公的年金等控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 その年中の公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における第二号第一項第三十号(定義)に規定する合計所得金額(次号及び第三号において「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」という。)が千万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額(当該合計額が六十万円に満たない場合には、六十万円)
- イ 四十万円
- ロ その年中の公的年金等の収入金額から五十万円を控除した残額の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

- (1) 当該残額が三百六十万円以下である場合 当該残額の百分の二十五に相当する金額
- (2) 当該残額が三百六十万円を超え七百二十万円以下である場合 九十万円と当該残額から三百六十万円を控除した金額の百分の十五に相当する金額との合計額
- (3) 当該残額が七百二十万円を超え九百五十万円以下である場合 百四十四万円と当該残額から七百二十万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額
- (4) 当該残額が九百五十万円を超える場合 百五十五万円

- 二 その年中の公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が千万円を超え二千万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額(当該合計額が五十万円に満たない場合には、五十万円)
- イ 三十万円
- ロ 前号ロに掲げる金額
- 三 その年中の公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が二十万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額(当該合計額が四十万円に満たない場合には、四十万円)
- イ 二十万円
- ロ 第一号ロに掲げる金額

第五十三号 削除

第五十七号の二第二項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要な旅行であることにつき財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたものに通常要する支出で政令で定めるところの

第五十七号の二第五項中「前各項」を「前三項」に改める。

第五十七号の四第一項中「同条第十二号の十七に規定する適格株式交換等」を「特定無対価株式交換」に、「株式交換に限る」を「株式交換で、当該法人の株主に対する株式交換完全親法人の株式の交付が省略されたと認められる株式交換として政令で定めるものをいう」に改める。

第五十八号第一項第一号中「規定する農地」の下に「(同法第四十三号第一項(農作物栽培高度化施設に関する特例)の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二号第一項に規定する農地を含む。)」を、「耕作」の下に「(同法第四十三号第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。)」を加え、同項第五号中「又は」を、「又は」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同条第五項中「行なう」を「行う」に改める。

第六十五号の見出し中「延払条件付販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第一項中「延払条件付販売等に該当する棚卸資産の販売若しくは工事(製造を含む)の請負又は役務の提供(次条第一項に規定する長期大規模工事の請負を除く。以下この条において「資産の販売等」という。をしたを「第一項に規定するリース資産の引渡し(以下この条において「リース譲渡」という。を行つた)に、において、その資産の販売等」を「において、そのリース譲渡」に、「資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供」を「リース譲渡」に改め、「とき」の下に「当該リース譲渡につき次項の規定の適用を受ける場合を除く。」を加え、同項ただし書中「資産の販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第二項中「第六十七号の二第三項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡し(以下この条において「リース」という。及び「前項の規定にかかわらず」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「受ける」を「受けている」に、「又は出国」を、「又は出国」に、「同項に規定する延払条件付販売等に該当する資産の販売等」を「リース譲渡」に改め、同項を同条第五項とする。

第八十三号第一項第一号中「及び次条第一項」を、「次条第一項及び第八十六号第一項(基礎控除)に改める。

第八十三号の二第二項中「百二十三万円」を「百三十三万円」に改め、同項第一号イ中「八十五万円」を「九十五万円」に改め、同号ロ中「八十五万円」を「九十五万円」に、「百二十万円」を「百三十万円」に、「八十三万円」を「九十三万円」に改め、同号ハ中「百二十万円」を「百三十万円」に改める。

第八十六号第一項中「居住者」を「合計所得金額が二千五百万円以下である居住者」に、「三十八万円」を「一次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 その居住者の合計所得金額が二千四百万円以下である場合 四十八万円
- 二 その居住者の合計所得金額が二千四百万円を超え二千四百五十万円以下である場合 三十二万円
- 三 その居住者の合計所得金額が二千四百五十万円を超え二千五百万円以下である場合 十六万円

第九十三号及び第九十四号を次のように改める。

第九十三号 居住者が各年において第七十六号第三項(信託財産に係る利子等の課税の特例)に規定する集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、当該収益の分配に係る分配時調整外国税(同項に規定する外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう)の額で同項又は第八十号の二第三項(信託財産に係る利子等の課税の特例)の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうち当該居住者が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額(次項において「分配時調整外国税相当額」という)は、その年分の所得税の額から控除する。

2 前項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる分配時調整外国税相当額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該明細を記載した書類に当該分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定により控除する金額について準用する。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定による控除は、分配時調整外国税相当額控除という。



改正案	現行
<p>(給与所得)</p> <p>第二十八条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。</p> <p>2 給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。</p> <p>3 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 前項に規定する収入金額が百八十万円以下である場合 当該収入金額の百分の四十に相当する金額から十万円を控除した残額（<b>当該残額が五十五万円に満たない場合には、五十五万円</b>）</p> <p>二 前項に規定する収入金額が百八十万円を超え三百六十万円以下である場合 六十二万円と当該収入金額から百八十万円を控除した金額の百分の三十に相当する金額との合計額</p> <p>三 前項に規定する収入金額が三百六十万円を超え六百六十万円以下である場合 百十六万円と当該収入金額から三百六十万円を控除した金額の百分の二十に相当する金額との合計額</p> <p>四 前項に規定する収入金額が六百六十万円を超え八百五十万円以下である場合 百七十六万円と当該収入金額から六百六十万円を控除した金額の百分の十に相当する金額との合計額</p> <p>五 前項に規定する収入金額が八百五十万円を超える場合 百九十五万円</p> <p>4 その年中の給与等の収入金額が六百六十万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、前二項の規定にかかわらず、当該収入金額を別表第五の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当す</p>	<p>(給与所得)</p> <p>第二十八条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。</p> <p>2 給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。</p> <p>3 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 前項に規定する収入金額が百八十万円以下である場合 当該収入金額の百分の四十に相当する金額（<b>当該金額が六十五万円に満たない場合には、六十五万円</b>）</p> <p>二 前項に規定する収入金額が百八十万円を超え三百六十万円以下である場合 七十二万円と当該収入金額から百八十万円を控除した金額の百分の三十に相当する金額との合計額</p> <p>三 前項に規定する収入金額が三百六十万円を超え六百六十万円以下である場合 百二十六万円と当該収入金額から三百六十万円を控除した金額の百分の二十に相当する金額との合計額</p> <p>四 前項に規定する収入金額が六百六十万円を超え千万円以下である場合 百八十六万円と当該収入金額から六百六十万円を控除した金額の百分の十に相当する金額との合計額</p> <p>五 前項に規定する収入金額が千万円 を超える場合 二百二十万円</p> <p>4 その年中の給与等の収入金額が六百六十万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、前二項の規定にかかわらず、当該収入金額を別表第五の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当す</p>

る金額とする。

(基礎控除)

第八十六条 合計所得金額が二千五百万円以下である居住者については、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 その居住者の合計所得金額が二千四百万円以下である場合 四十八万円

二 その居住者の合計所得金額が二千四百万円を超え二千四百五十万円以下である場合 三十二万円

三 その居住者の合計所得金額が二千四百五十万円を超え二千五百万円以下である場合 十六万円

2 前項の規定による控除は、基礎控除という。

る金額とする。

(基礎控除)

第八十六条 居住者 については、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十八万円を控除する。

(新設)

(新設)

(新設)

2 前項の規定による控除は、基礎控除という。